

教えて!人権救済条例

先の県議会9月定例会で、議員提案による「鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例」が、賛成多数で可決、成立しました。この条例は、来年6月1日から施行されます。

県では現在、人権侵害の救済措置を行う委員会の委員を選任する作業を進めるなど、議会で制定されたこの条例を適正に執行するための準備を行っています。

県独自の人権救済制度となるこの条例が制定された背景と条例のポイント、そして条例を適用する上での配慮事項をまとめました。

条例ができるまでの経緯は?

人権侵害に対する実効性のある救済制度の必要性から、国では人権擁護の法律制定に取り組んでいます。成立の目的は立っていません。

また、国の法整備ができたとしても、県独自の人権救済制度を設けることが、迅速できめ細かな人権侵害の救済につながります。こうした考えのもと、県議会の

提案を受け、県は平成15年度から人権救済制度の検討を開始し、県民からの意見募集や審議会の意見などを踏まえ、昨年の12月議会で知事が条例案を提案しました。この条例案は、3度の県議会定例会で継続して審議が重ねられ、本年9月議会で議員から新たな条例案として提出され、10月12日に成立しました。

人権侵害はどのくらい起きてる?

これまで鳥取県では、「人権尊重の社会づくり条例(平成8年制定)」に基づき、差別と偏見のない社会の実現をめざして、県民の皆さんとともにさまざまな取り組みを進めてきました。その結果、人権意識の高まりや主体的な人権学習の取り組みが盛んになってきました。

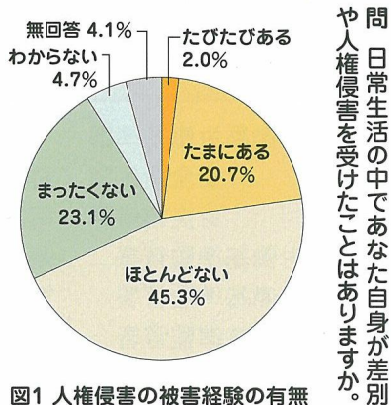
しかしその一方で、さまざまな人権侵害もあつとを絶ちません。例えば、平成16年に鳥取県地方務局に寄せられた人権相談は約3千8百件で、そのうち約220件が人権侵犯事件として処理されました。また、本年2月に実施した鳥取

県人権意識調査によれば、人権侵害を受けたことが「たびたびある」「たまにある」と回答した人が約23%にのぼっています(図1)。

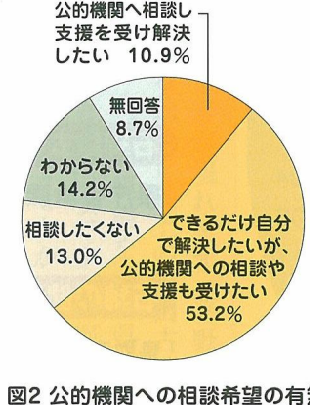
人権侵害の最終的な解決は、司法の場で行われます。しかし、差別や虐待の被害者など弱い立場にある人が、自らの力で裁判制度を利用することは、現実には容易なことではありません。そのため裁判制度を補完し、より身近で迅速に人権侵害を救済できる仕組みが求められています。

先の意識調査でも、自分や家族が差別や人権侵害を受けたとき、「公的機関(国や県、市町村の相談機関)に相談を希望する」と回答した人は64.1%にのぼり、そうした機関に求める役割として「法的な知識や経験に基づいたアドバイス」(48.6%)、「公平公正な仲裁」(33.3%)と回答しています(図2・図3)。

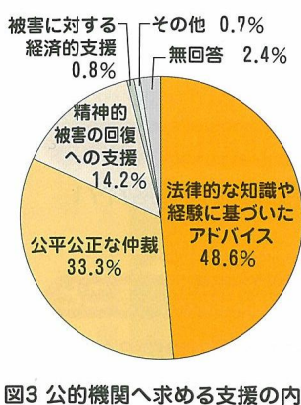
このような期待に応えるため、条例では、人権救済を行う機関として「人権侵害救済推進委員会」の設置を定め、委員会が行う救済措置の手続きを規定しています。



問 あなたは、自分や家族が差別や人権侵害を受けたとき、公的機関に相談したいと思いますか。



問 「公共機関に相談したい」と回答された方にお尋ねします。どのような支援を求めますか。



*鳥取県人権意識調査(H17.2)より

人権救済条例のポイント

人権侵害の禁止

- 人種等を理由とする差別的取り扱いや言動、社会的信用を低下させる目的で公然とひぼう・中傷する行為などは人権侵害として禁止されます。

人権侵害救済推進委員会

- 議会の同意を得て知事が任命する5人の委員からなる**人権侵害救済推進委員会**を設けます。

人権侵害に対する救済手続

- 委員会は、人権侵害を救済するため県民の**相談**に応じます。
- 委員会は、当事者等に聞き取り等任意の**調査**への協力をお願いし事実関係を確認します。委員会は調査した結果を当事者に書面で通知し、これに**不服があるときは再調査**を申し立てることができます。なお、人権侵害の救済の実効を図る趣旨から、事案の当事者が**正当な理由なく調査に協力していただけないものと認められる場合は、弁明の機会を経て5万円以下の過料が科される場合があります。**
- 委員会は、人権侵害を救済するため必要があると認めるときは次の**救済措置**を講じます。
 - (1)人権侵害の被害を受けたかたなどに対し**助言、関係機関の紹介等**の援助を行うこと。
 - (2)人権侵害を行った者等に**説示、人権尊重理念の啓発等**の指導を行うこと。
 - (3)被害者等と加害者等の**関係を調整**すること。
 - (4)犯罪に該当すると考えられる人権侵害について**告発**すること。
- 生命、身体に危険を及ぼす行為、公然と繰り返される差別的言動等**重大な人権侵害が現に行われ、被害を救済するために必要な場合には、委員会は上記の救済措置を講ずるほか、人権侵害をやめることを勧告**します。この**勧告が受け入れられないときで重大な人権侵害が行われた場合は、必要な限りにおいて、委員会はその旨を公表**することができます。なお、この**勧告・公表はいずれも実施前に当事者の弁明の機会を設けます。**

人権救済手続きの流れ(概略)

人権相談

当事者の自主的解決に向けた取り組みの支援、専門機関の紹介

調査

申立て等に基づいて調査
(調査結果に不服があれば再調査、正当な理由のない協力拒否には弁明の機会を経て過料)

救済措置

助言・紹介、説示・啓発、関係の調整、犯罪事案の告発等

※生命等に危険を及ぼす行為、公然と繰り返される差別的言動、ひぼう若しくは中傷等の重大な人権侵害が行われた場合で必要であると認めた場合のみ

勧告・公表

弁明の機会を提供したうえで人権侵害をやめることを勧告(正当な理由なく従わない場合は、弁明の機会を提供したうえでその内容を公表)

条例の適用に当たって

この条例では、①委員会が調査などを行う場合は当事者双方の自主的な解決に向けた取り組みを促進すること、②個人情報保護に配慮すること、また③報道機関の報道または取材の自由その他の表現の自由を最大限尊重しこれを妨げてはならないことが定められています。

また、条例を適切に執行するためには、委員会の委員に、法律に明るく人権意識の高い人を任命することが重要です。条例成立後に寄せられた多くの懸念は、委員にふさわしい人を選ぶことで解決すると考えますが、それでも条例を運用してみて不都合があれば見直しを行うことも必要であり、そのためにも県民の皆さんや、その代表である議会のチェックが欠かせません。

なお、この条例は、延長その他の所要の措置が講じられないときは、4年間(平成22年3月31日)で効力を失います。

※人権救済条例の全文やQ&A集を、県の公式ホームページ「とりネット」に掲載しています。
インターネットURL
<http://www.pref.tottori.jp/jinken/jourci.html>

問合せ先 県庁人権推進課

電話 0857-267590